

販売対象米穀一覧表の変更箇所

【変更前】

産年	グループ	物品番号	産地	品 種	等級	提示数量	在庫地	在庫数量					
19年	C	310	石川	コシヒカリ	1	5,990	石川	1,300					
							京都	3,395					
							大阪	1,095					
							奈良	200					
		322	山口	コシヒカリ	1	1,700	山口	1,700					
20年	A	416	千葉	ふさこがね	1	109	千葉	109					
							417	千葉	ふさこがね	2	21	千葉	21
												群馬	2,680
21年	C	906	新潟	コシヒカリ	1	2,680	新潟	985					
							長野	2,213					



【変更後】

産年	グループ	物品番号	産地	品 種	等級	提示数量	在庫地	在庫数量					
19年	C	310	石川	コシヒカリ	1	5,990	石川	1,300					
							京都	3,006					
							大阪	1,484					
							奈良	200					
		322	山口	コシヒカリ	1	1,679	山口	1,679					
20年	A	416	千葉	ふさこがね	1	107	千葉	107					
							417	千葉	ふさこがね	2	19	千葉	19
												群馬	2,680
21年	C	906	新潟	コシヒカリ	1	2,680	新潟	933					
							長野	2,213					

政府所有国内産米穀による代替供給販売実績報告書

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

住 所 :
商号又は名称又は氏名 :
代 表 者 名 :

印

1 政府備蓄米の契約数量

(単位:玄米トン)

年産	契約数量
19	
20	
21	
計	

2 政府備蓄米の販売数量

(1) 精米販売による場合

販売業者名	所在地	販売数量 【精米トン】
計		

(2) 玄米販売による場合

卸売業者等名 〔玄米販売先〕	所在地	販売数量 【玄米トン】	需要者名	所在地	販売数量 【精米トン】
			(業者の精米販売先)		
			小 計		
			小 計		
計			計		

政府所有米穀取扱い基本契約書（用途限定無し）（案）

株式会社（以下「甲」という）と政府所有米穀の販売等業務の受託事業者である（以下「乙」という）は、乙が取扱う政府所有米穀（以下「政府米」という）の取扱いについて下記のとおり契約する（以下「本契約」という）。

第 1 条（目的）

乙は、政府が所有する米穀の販売等に関する業務について、政府との業務委託契約に基づき、甲に対して政府米の販売を行なう。この基本契約は、政府と乙の委託内容に基づき、乙が甲に引渡しする政府米の基本的事項を定めるものであり、甲乙間で締結される個々の取引契約（以下「個別契約」という）、その他別途定める事項を除き、甲乙間の取引に共通して適用されるものとする。

第 2 条（契約の締結）

甲は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 29 条に規定する政府米の買受資格者とし、乙は政府所有米穀の販売等業務の受託事業者とする。

ただし、甲又は乙がそれぞれの要件を喪失した場合以降の取引はできないものとする。

- 2 甲は、政府米買受の決定後、直ちに乙との間で本契約を締結する。
- 3 本契約の締結以降の取引が発生した場合には、個別契約に基づき行なう。

第 3 条（個別契約）

政府米の種類、買受数量、単価、買受金額、引渡期限、引渡場所、買受代金振込日その他取引に必要な事項は、別途定める場合を除き、個別契約において定める。

- 2 個別契約は、甲が個別契約において定められた買受代金を乙に支払い、乙がこれを受領したときその効力を生じるものとする。

第 4 条（買受代金の支払い）

買受代金の支払いは前納とする。乙は請求書を甲に届け、甲は第 3 条の個別契約に基づき乙の口座に振込みにて支払う。

- 2 振込手数料は甲の負担とする。
- 3 甲から支払われた代金は乙を通じて政府に納付する。

第 5 条（政府米の引渡し）

乙は、買受代金を政府に納付し、政府が引渡しを承認後、第 3 条の個別契約で定めた引渡場所において甲に引渡すものとする。

- 2 乙は、政府から通知される引渡決定通知書に記載されている引渡期限を甲に連絡し、甲は、乙が発行する荷渡指図書をもって引渡日に政府米を引取るものとする。
- 3 引取りに要する運送料は、甲の負担とする。

第 6 条（引渡現品の管理）

甲は、引渡しを受けた政府米については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び食品衛生に関する都道府県条例その他関連する規則等を遵守し、汚損、カビ、鼠害が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

第 7 条（帳簿等の整理）

甲は、政府米の受払いについて、受払い台帳を整備する。

第 8 条（調査・報告）

甲は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、乙及び乙に政府米の販売業務等を委託している政府から当該業務又は資産その他財務の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件を調査され、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

- 2 甲は、本契約により買い受けた政府米の取引先との売買契約その他の取引関係が明らかになる書類を乙に提出する。

第 9 条（所有権の移転と危険負担）

政府米の所有権は、荷渡指図書に記載の引渡日をもって、政府から甲に移転する。

- 2 甲乙双方の責に帰しえない事由により政府米の全部又は一部が滅失、毀損又は変質したときは、双方協議の上この解決にあたるものとする。

第 10 条（瑕疵担保）

甲は、政府米の引取り後 1 ヶ月以内にカビの発生、政府米の品質変化又は異常の発生等、隠れた瑕疵を発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかにその旨を乙に書面にて通知する。

- 2 乙は、甲から前項の連絡を受けたときは、甲と協議の上、政府の同意を得て、瑕疵のあった政府米と同等の政府米を甲に引渡すことができる。
- 3 甲は瑕疵のあった政府米を乙に返還するものとする。
- 4 返還の費用は乙が負担する。
- 5 乙は返還後の政府米の処置について、政府の指示に従う。

第 11 条（第三者損害）

甲は、政府米販売等の実施により第三者に損害を及ぼした場合、甲は当該第三者に対して責任を負うものとし、乙に一切の迷惑をかけないものとする。

第 1 2 条 （ 解 除 ）

甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約及び個別契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合、本契約及び個別契約の全部又は一部を何らかの催告なくして直ちに解除することができる。

- 2 甲が、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと乙が認めるときは直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙は、前項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米の買受代金を甲に返金し、甲は、当該契約に係る政府米を乙に返還する。

第 1 3 条 （ 違 約 金 ）

甲は、第 12 条 2 項により契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府米の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、乙に支払わなければならない。

第 1 4 条 （ 違 約 金 の 支 払 い 期 限 ）

甲は、前条の違約金を、乙が指定する期日まで支払わなければならない。

第 1 5 条 （ 秘 密 保 持 義 務 ）

甲及び乙は、本契約の期間中及びその終了後といえども、個別契約の内容及び本契約に基づいて知り得た相手方の業務上の秘密情報を、本契約以外の目的に利用し、もしくは第三者に開示又は漏洩してはならない。

- 2 前項の規定は、乙が法令又は第 1 条に定める政府との間の業務委託契約に基づき、政府に対して行なう情報の開示に関しては、適用しない。

第 1 6 条 （ 権 利 義 務 の 譲 渡 ）

甲及び乙は、あらかじめ相手方の承認を得ることなく、本契約及び個別契約に関する権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 1 7 条 （ 責 任 の 免 除 ）

乙は、天災地変、戦争、争議行為、輸送機関の事故その他の不可抗力により、政府米の引取りが不可能となり、又は遅延する事態が生じた場合は、甲が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 2 前項の場合、甲及び乙は十分協議し、これに対応するものとする。

第 18 条 (変更)

甲及び乙は、本契約又は個別契約その他の取引条件について、変更の必要性が生じたときは、双方協議の上書面により変更するものとする。

第 19 条 (法令遵守)

甲及び乙は、本契約、個別契約及びこれらに付随する合意の遂行に際し、国内外の関連法律、条例及び規則等を遵守する。

第 20 条 (解約)

甲及び乙は、本契約の有効期間中であっても、3ヶ月の予告期間をもっていつでも本契約を解約することができる。

第 21 条 (契約有効期間)

本契約の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲及び乙いずれからも解約の意思表示がなされないときは、更に1年間延長するものとし、以降同様とする。

第 22 条 (存続条項)

第 11 条、第 13 条及び第 15 条は、本契約終了後も引き続き有効とする。

第 23 条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関する裁判上の紛争について、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第 24 条 (買受資格)

甲は、本契約締結前に政府に提出した「政府所有国内産米穀による代替供給販売に関する誓約書」に記載された事項及び当該誓約書に基づき農林水産省生産局長と協議して認められた販売方法並びに本契約書に規定する事項に違反した場合は、甲の有する「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づく不作等による政府備蓄米放出時の特例販売の買受資格が、政府により停止又は取り消されることがあることについて予め了承するものとする。

第 25 条 (協議解決)

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通保有する。

2012年 6月 日

甲

乙